

令和 2 年

第 4 回市議会定例会 議案第 1 9 号

函館市火災予防条例の一部改正について

函館市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 2 年 1 2 月 1 日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市火災予防条例の一部を改正する条例

函館市火災予防条例（昭和 4 8 年函館市条例第 1 8 号）の一部を次のように改正する。

第 1 0 条の 2 第 1 項中「第 5 3 条第 1 0 号」を「第 5 3 条第 1 1 号」に改める。

第 1 3 条第 1 項各号列記以外の部分中「次条第 1 項」を「次条第 1 項各号列記以外の部分」に改める。

第 1 3 条の 2 第 1 項各号列記以外の部分中「，電気」を「，電気自動車等（電気」に改め，「原動機付自転車をいう」の後ろに「。第 1 2 号において同じ。）をいう」を加え，「5 0 キロワット」を「2 0 0 キロワット」に改め，「この条において」を削り，同項中第 1 4 号を第 1 8 号とし，第 1 3 号を第 1 7 号とし，同項第 1 2 号イを次のように改める。

イ 異常な高温とならないこと。

第 1 3 条の 2 第 1 項第 1 2 号に次のように加える。

ウ 温度の異常を自動的に検知する構造とし，異常な高温または低温を検知した場合には，急速充電設備を自動的に停止させること。

エ 制御機能の異常を自動的に検知する構造とし，制御機能の異常を検知した場合には，急速充電設備を自動的に停止させること。

第 1 3 条の 2 第 1 項中第 1 2 号を第 1 6 号とし，第 1 1 号を第 1 2 号とし，同号の次に次の 3 号を加える。

(13) コネクター（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。）について，操作に伴う不時

の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクタに十分な強度を有するものにあつては、この限りでない。

(14) 充電用ケーブルを冷却するため液体を用いるものにあつては、当該液体が漏れた場合に、漏れた液体が内部基板等の機器に影響を与えない構造とすること。また、充電用ケーブルを冷却するために用いる液体の流量および温度の異常を自動的に検知する構造とし、当該液体の流量または温度の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

(15) 複数の充電用ケーブルを有し、複数の電気自動車等に同時に充電する機能を有するものにあつては、出力の切替えに係る開閉器の異常を自動的に検知する構造とし、当該開閉器の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

第13条の2第1項中第10号を第11号とし、第7号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、同項第6号中「電気を動力源とする自動車等」を「電気自動車等」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「電気を動力源とする自動車等」を「電気自動車等」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「電気を動力源とする自動車等」を「電気自動車等」に改め、同号を同項第5号とし、同項第1号から第3号までを1号ずつ繰り下げ、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のものおよび消防長または消防署長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。）を屋外に設ける場合にあつては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、不燃材料で造られ、または覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

第53条第14号中「充てんする」を「充填する」に改め、同号を同条第15号とし、同条中第13号を第14号とし、第10号から第12号までを1号ずつ繰り下げ、同条第9号の次に次の1号を加える。

(10) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のものを除く。）

附 則

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

- 2 この条例の施行の際現に設置され、または設置の工事がされている改正後の第13条の2第1項各号列記以外の部分に規定する急速充電設備に係る位置、構造および管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。

(提案理由)

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、電気自動車等に用いる急速充電設備の位置、構造および管理の基準に関する規定を改め、全出力50キロワットを超える急速充電設備を設置しようとする者に届出義務を課し、ならびに規定を整備するため